

— 下水道特集 —



あだち 広報

発行/足立区企画部広報課 〒120 足立区千住一丁目4-18 ☎(882)1111 編集/土木部下水道課

- (1面) 住みよいまちづくりのために下水道整備
- (2面・3面) 足立区下水道現況図
- (4面) 下水道ができれば

住みよいまちづくりのために

下水道は、快適で安心して住めるまちづくりに欠くことのできない施設です。

下水道事業は、東京都が主体となって進めています。足立区では「調和のとれた心豊かな住みよいまちづくり」をキャッチフレーズに、下水道の整備促進に積極的に取り組んでいます。

足立区の下水道普及率は、昭和五十八年度末、三五%、区内人口六十二万九千人のうち二十一万六千人が下水道を利用できるようになりました。しかし、都内二十三区の平均普及率八〇%にくらべると大幅に遅れています。

足立区は、住みよいまちづくりをめざし、下水道整備を区の重点施策として、一〇〇%早期普及に向け、東京都と一体となって全力投球しています。

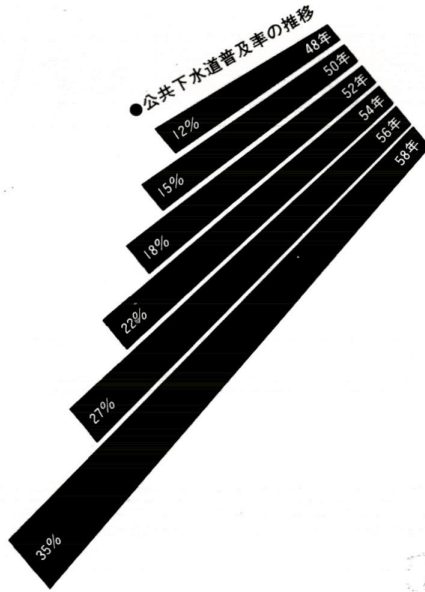


足立区長

下水道整備



全力投球 しています。



昭和六十年度の整備計画

東京都下水道局では、昭和五十九年度、三四八億円の巨費を足立区に投入し、中川処理場や汚水・雨水の幹線など、下水道基幹施設の建設をはじめ、足立区と一体となって、みなさんの家庭に直接かかるのある枝線工事を積極的に進めています。

足立区の下水道必要面積は、四七七八haです。そのうち既にほぼ整備されている千住・宮城・新田地区と小菅処理場が受け持つ合流区域が約三四%です。残りの約六六%が中川処理場が受け持つ分流区域となっています。

今までの枝線工事は、合流区域を中心に進められてきました。その結果、この区域の約八五%が水洗可能になりました。

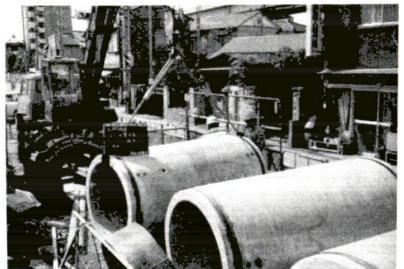
一方、分流区域の基幹施設である中川処理場が、昭和五十九年四月に一部運転を始め、既に完成されている加平ポンプ所に加え、汚水・雨水の幹線も概ね八〇%が完成されつつあります。今後は、堤北西部の雨水処理をうけもつ熊の木ポンプ所の建設が待たれます。

多くの障害を越えて進む下水道

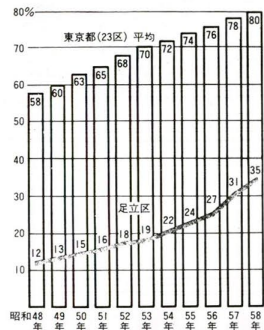
これからの枝線工事は、分流区域が中心になります。この区域は汚水と雨水を別々の管で流す分流方式のため、汚水と雨水をまとめて一本の管に流す合流方式にくらべ、日時と費用が約二倍かかります。

また、二本の管を道路の下に敷設しますので広い道が必要です。しかし、道路状況や交通事情に加え、低地帯特有の軟弱地盤などのため、下水道工事はますます困難になっています。

足立区および東京都下水道局は、困難な条件下であっても、下水道の早期普及に向け積極的に公共下水道の建設を進めていきます。工事区域にお住まいのみなさんには、ご迷惑、ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力くださるようお願いいたします。

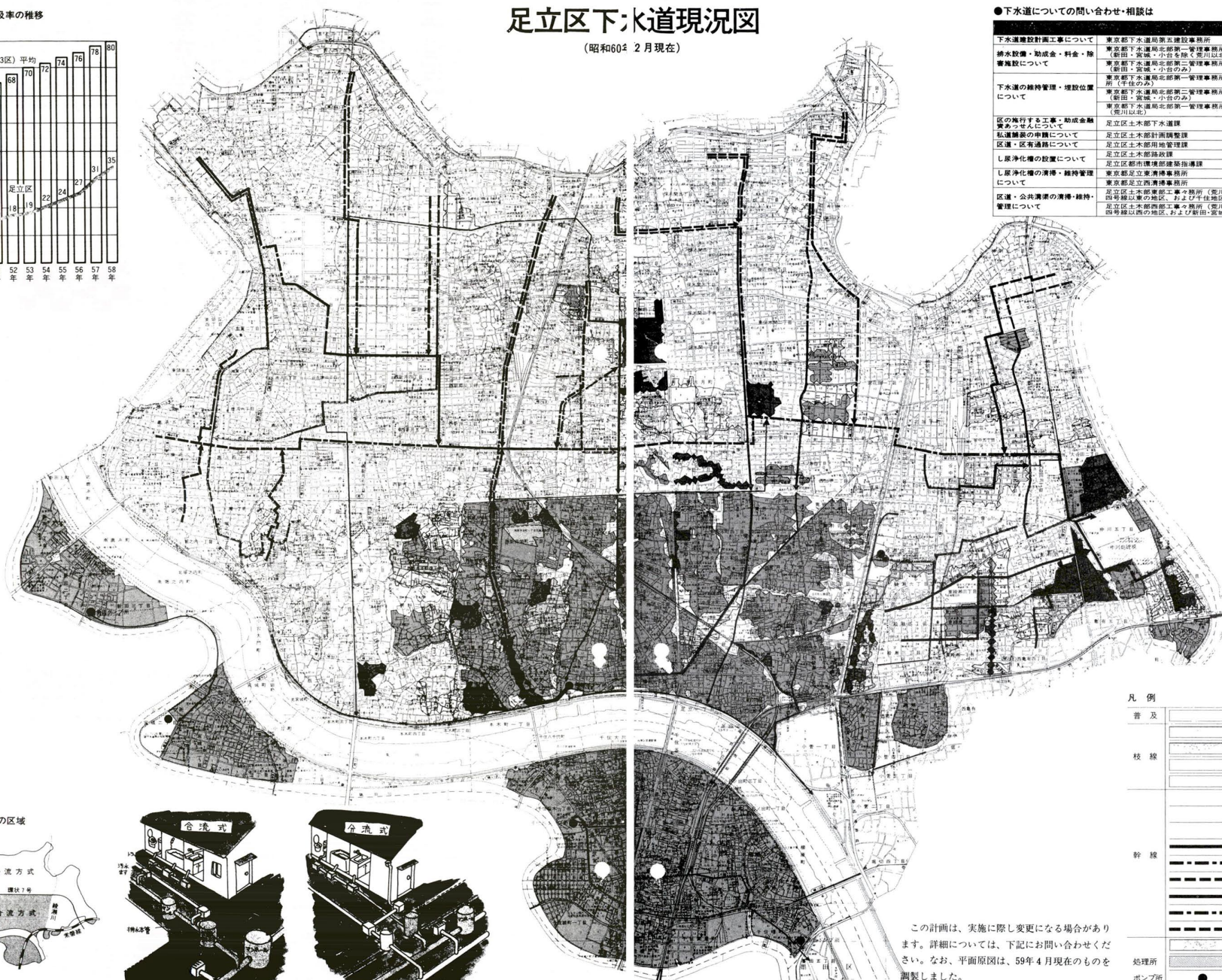


●公共下水道普及率の推移



足立区下水道現況図

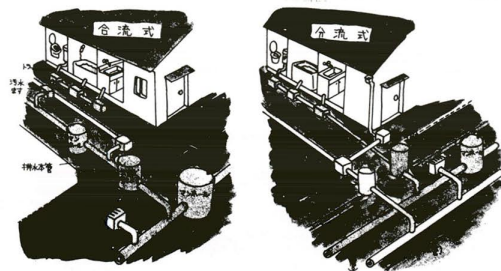
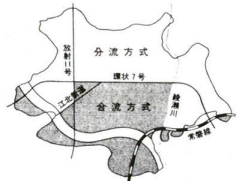
(昭和60年2月現在)



●下水道についての問い合わせ・相談は

| | | |
|------------------------|---|------------|
| 下水道設計画工事について | 東京都下水道局第五建設事務所 | ☎ 605-5651 |
| 排水設備・助成金・料金・除雪施設について | 東京都下水道局北部第一管理事務所小管支所 (新田・宮城・小台を除く荒川以北) | ☎ 602-8822 |
| | 東京都下水道局北部第二管理事務所 (新田・宮城・小台のみ) | ☎ 906-2411 |
| 下水道の維持管理・埋設位置について | 東京都下水道局第一管理事務所三河島出張所 (平住のみ) | ☎ 803-4211 |
| | 東京都下水道局北部第二管理事務所王子出張所 (新田・宮城・小台のみ) | ☎ 927-2748 |
| | 東京都下水道局第一管理事務所足立出張所 (荒川以北) | ☎ 628-0126 |
| 区の発行する工事・助成金融資あわせ札について | 足立区土木部下水道課 | ☎ 889-6161 |
| 私道調査の特典について | 足立区土木部計画課 | ☎ 882-1111 |
| 区道・区有通路について | 足立区土木部用地管理課 | ☎ 882-1111 |
| し尿浄化槽の設置について | 足立区土木部路政課 | ☎ 882-1111 |
| し尿浄化槽の清掃・維持管理について | 足立区都市環境部建設指導課 | ☎ 882-1111 |
| | 東京都立西清掃事務所 | ☎ 889-0711 |
| | 東京都立西清掃事務所 | ☎ 853-2141 |
| 区道・公共清潔の清掃・維持・管理について | 足立区土木部東部工事事務所 (荒川以北の国道四号線以東の地区、および平住地区) | ☎ 602-8831 |
| | 足立区土木部西部工事事務所 (荒川以北の国道四号線以西の地区、および新田・宮城・小台地区) | ☎ 897-0656 |

●分流式と合流式の区域



この計画は、実施に際し変更になる場合があります。詳細については、下記にお問い合わせください。なお、平面原図は、59年4月現在のものを調製しました。

足立区土木部下水道課
☎889-6161 内 273

凡例

| | |
|------|----------------|
| 普及 | 処理区域(水酸化可能) |
| | 59年度施行(区) |
| | 60年度施行予定(区) |
| 枝線 | 59年度施行中(都) |
| | 59-60年度施行予定(都) |
| | 汚水管完成 |
| | 汚水管59年度施行中 |
| | 汚水管計画 |
| 幹線 | 雨水管完成 |
| | 雨水管59年度施行中 |
| | 雨水管計画 |
| | 合流管完成 |
| | 合流管59年度施行中 |
| | 合流管計画 |
| 処理所 | 処理場稼働中 |
| | 処理場工事中 |
| ポンプ所 | ポンプ所稼働中 |
| | ポンプ所計画 |

下水道ができたなら



下水道が使えるようになりますと、その区域は水洗化できる区域として、東京都公報に告示されます。そして各家庭には東京都下水道局からチラシでお知らせします。

このような地域のみなさんには、告示後三年以内に、くみ取り便所を水洗トイレに改造していただかなければなりません。

同時に、下水道料金を負担していたようにもなります。

みなさんの行く工事は?

くみ取りトイレをお使いの家庭では↓トイレの水洗化工事をくみ取りトイレの便器を水洗トイレの便器に変える工事と宅地内の排水管浄化槽をお使いの家庭では↓浄化槽の廃止工事を便器はそのまま使えますので、浄化槽の処理と宅地内の排水管工事が必要です。

19~30万円位

●浄化槽を撤去するか、埋め戻すか、などにより多少異なりますが、一般的に10~18万円位

私道に面してお住まいの家庭では↓私道の下水道工事をみなさんと共同しての下水道工事が必要です。

●工法などにより多少異なりますが、奥行1m当り 6~7万円位

工事は指定工事店で

水洗化工事は正しく行われないと、汚水がよく流れない、排水管やマスがこわれ、においやガスが家の中に入るといったことがあります。

工事は、東京都下水道局が指定した



「東京都指定下水道工事店」でなければできないことになっています。依頼するときは、指定工事店であることを必ず確認してください。

助成融資制度をご利用ください。

これらの改造工事を行うには、相当の費用がかかります。

そこで、足立区及び東京都では、みなさんの負担を少なくし、水洗化の普及促進を図るため、助成や融資あつせん制度を設けております。

水洗化設備資金融資あつせん 利子補給制度

水洗化工事（水洗便所への改造、浄化槽の切り替え、排水設備の設置）にあたって、資金を一時的に支出するのが困難な方に対して区では一定の条件のもとに融資あつせんを行い、利子の一部を負担します。

| 条件 | 融資 | その他 |
|---|--|--|
| 1. 資金を一時に支出することが困難であるが借入金の分割返済能力があると認められること 2. 区内に在住し区内で工事すること 3. 特別区民税を滞納していないこと 4. 連帯保証人があること（現にこの融資の連帯保証をしていないこと） | 1. 5万円以上30万円以内（ただし2家屋以上まとめて水洗便所に改造する方は60万円以内） 2. 元金均等最高36ヵ月返還 3. 年利8.2%（内利用者負担5.0%） 4. 区指定金融機関をあつせん | 1. 都の水洗便所助成を受けている方は、この金額を減じた額が対象となります。 2. 非課税世帯の方には8.2%の利子を負担します。 3. 申請は工事の着手前に行ってください |

私道排水設備助成制度

私道を利用してある家庭では、下水を公共下水道に流すため私道に排水設備が必要になります。この排水設備をつくる場合一定の条件のもとに区から助成金を受けられます。

| 条件 | 助成額 |
|---|---|
| ●幅員が1.2m以上の私道であること。 ●2戸以上が共同して排水設備をつくること。 ●区の基準でつくること。 ●くみ取り便所（し尿浄化槽を含む）をただちに水洗式トイレに改造すること。 ●処理区域となった日から3年以内に申請するものであること。 | 区算定工事費に下記の助成率を乗じて得た額 ●合流式下水道に接続する排水設備は 75% ●分流式下水道に接続する排水設備に雨水排水設備として、雨水管を設置する場合 85% 側溝を設置する場合80% 既設側溝を使用する場合 75% |

東京都の水洗便所助成制度

くみ取り便所を水洗化する場合には、東京都から次のような助成金を受けられます。

（必ず工事をする前に申請してください。手続は工事店が代行します。）

| 助成金の種類 | 受けられる要件 | 助成額 |
|--------|---|------------|
| 一般助成 | ●水洗化できるようになって3年以内 ●世帯全員の総所得金額が340万円未満の世帯 | 45,000円 |
| 特別助成 | ●生活保護世帯と住民税非課税世帯のうち生活にお困りになっていると認められる世帯 | 191,400円以内 |

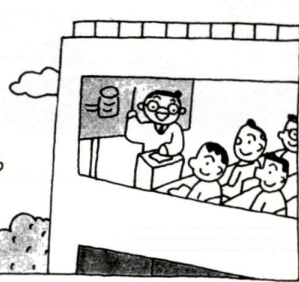
水洗化に伴うトラブルで困ったときは

公共下水道ができて、土地や建物の所有者との話し合いがつかず水洗化できないという例があります。

このような場合、下水道局では弁護士などによる専門家により「普及あつせん委員制度」を設け紛争の和解の仲介に努めています。お困りの方は、ご利用ください。

問い合わせ先/下水道局小管支所普及係
☎(六〇二)八八二二

工事説明会には必ずおこしください



私道の舗装にも助成制度があります

下水道工事後に簡易舗装を希望する方に工事費を助成する制度です。助成額は、道路接続状況により区の算定工事費の八〇%から九五%になります。

申込・問い合わせ先/土木部計画調整課計画係
☎(八八二)一一一一
内線四三二・四三三